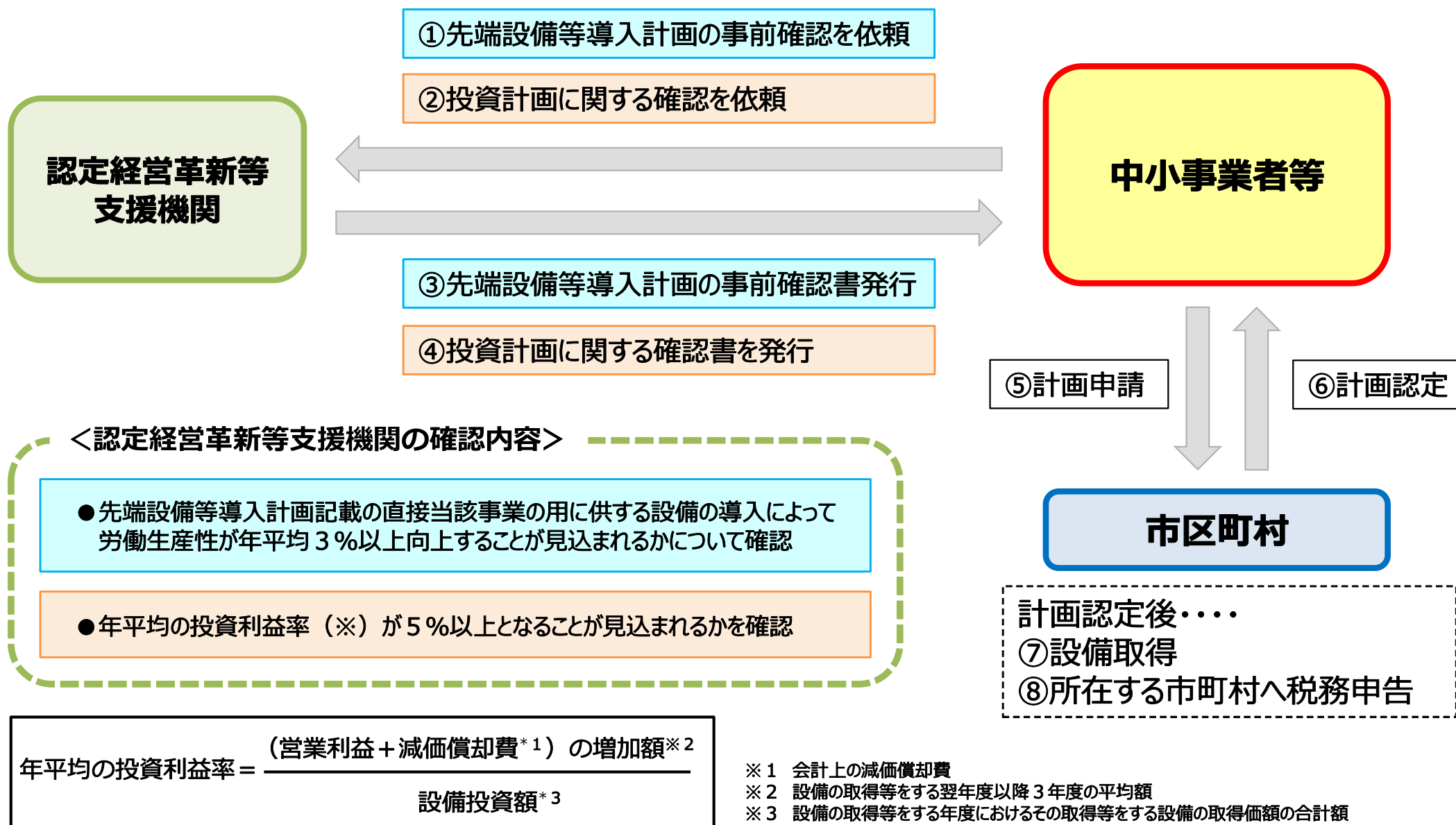


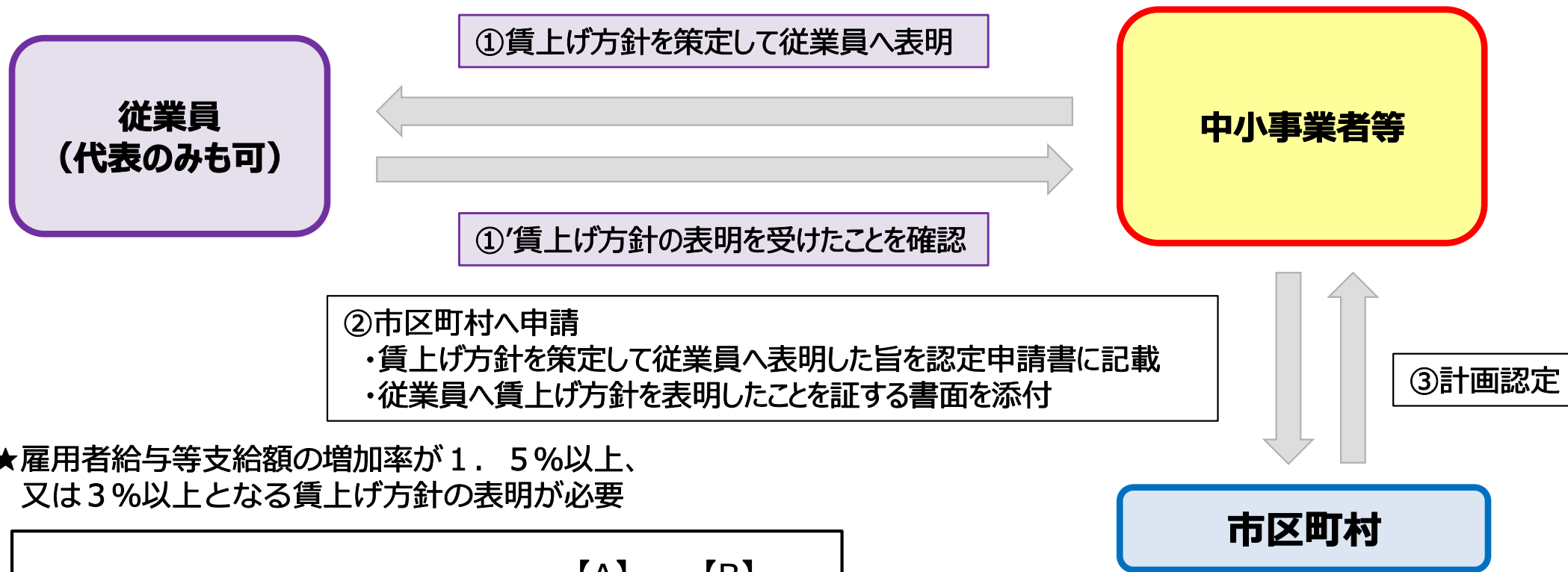
固定資産税の特例について（スキーム図①）

～投資利益の要件について～



固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



★雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上、
又は3%以上となる賃上げ方針の表明が必要

$$\text{雇用者給与等支給額}_{\ast 1} \text{の増加率} = \frac{【A】 - 【B】}{【B】}$$

(※1) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与)の支給額のこと。

★賃上げ方針で用いる計算式(賃上げ方針を変更する場合、以下の「申請日」を「変更計画の申請日」に置き換えて下さい。)

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度^{※2} 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

(※2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー

